

福岡県木材協同組合連合会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員およびその組合員（以下「所属員」という）のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、福岡県木材協同組合連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、福岡県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を福岡市に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは西日本新聞に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 所属員の事業に関する共同施設
- (2) 所属員の取り扱う木材製品の共同販売
- (3) 所属員の取り扱う立木、素材および製材機械器具その他の共同購買またはその斡旋
- (4) 農林物資規格法に基づいて行なう木材製品の格付検査

- (5) 所属員の事業に関する経営および技術の改善向上を図るための関係官庁その他との連絡協調
- (6) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および会員のためにするその借入、またはその斡旋
- (7) 所属員の事業に関する事務の代行
- (8) 所属員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育、および情報の提供
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 章 会 員

（会員の資格）

第 8 条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地区内において素材生産業、製材業または木材の販売業を行なう者を組合員たる資格として中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合とする。

（加 入）

第 9 条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することが出来る。

2 本会は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込みおよび加入金）

第 10 条 前条第 1 項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込をしなければならない。

ただし、持分の全部または一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

（自由脱退）

第 11 条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期にわたって本会の施設を利用しない会員
- (2) 出資の払い込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員。
- (3) 本会の業務を妨げ、または妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払い戻し)

第13条 会員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻しするものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

- 2 本会の財産をもって、本会の債務を完済するに足りないときは、脱退した会員は、その出資口数に応じ、未払出資額を限度として、損失額の払込をしなければならない。

(使用料または手数料)

第14条 本会は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため会員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他、必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

- 2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

（届 出）

第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- （1） 名称、理事もしくは監事の氏名もしくは員数または事務所の所在地を変更したとき。
- （2） 定款または規約を変更しまたは廃止したとき。
- （3） 組合が合併しまたは解散したとき。

（過 怠 金）

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。

この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- （1） 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- （2） 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした会員

第 4 章 出資および持分

（出資1口の金額）

第19条 出資1口の金額は、25,000円とする。

（出資の払込み）

第20条 出資第1回の払込金額は、1口につき12,500円とする。

- 2 出資の払込みは、払込みの金額、期日および方法を記載した書面を各会員に発してするものとする。
- 3 本会は、会員が出資の払込みを終るまでは、その会員の払込出資額に応じて配当すべき余剰金をその払込みに充てることができる。

（延 滞 金）

第21条 本会は、会員または所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から

履行の日まで日歩3銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第22条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満のは数は切り捨てるものとする。

第 5 章 役員、顧問および職員

(役員の数)

第23条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理 事 8人以上14人以内
- (2) 監 事 2人または3人

(役員任期)

第24条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 2年
- (2) 監 事 2年

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選挙された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行なう。

(員外役員)

第25条 役員のうち、会員たる協同組合の役員でない者は、理事については5人をこえることができない。

(会長、副会長、専務理事および常務理事の職務)

第26条 理事のうち1人を会長、8人以内を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事(必要に応じて置く)とし、理事会において選任する。

2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところにしたがその職務を代理し、または代行する。

4 専務理事は、会長および副会長を補佐して、本会の常務を執行し、会長お

よび副会長ともに事故または欠員のときはその職務を代理し代行する。

5 常務理事は会長、副会長、および専務理事がともに事故または欠員のときは、その職務を代理しまたは代行する。

6 会長、副会長、専務理事および常務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者1人を定める。

(監事の職務)

第27条 監事は、何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは本会の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員 of 忠実義務)

第28条 理事および監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 of 選挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

2 役員 of 選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

3 有効投票 of 多数を得た者を当選人と定める。

ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

4 第2項 of 規定にかかわらず、役員 of 選挙は、出席者全員 of 同意があるときは、指名推薦の方法によって行なうことができる。

5 指名選挙の方法により役員 of 選挙を行なう場合における被指名人 of 選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員 of 同意があった者をもって当選人とする。

(役員 of 報酬)

第30条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第31条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者 of うちから、理事会 of 議決を経て会長が委嘱する。

(職 員)

第 3 2 条 本会に職員若干名を置くことができる。

第 6 章 総会、理事会および委員会

(総会の招集)

第 3 3 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会召集の手續)

第 3 4 条 総会の招集は、会日の 1 0 日前までに到達するように会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第 3 5 条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。

この場合は、当該会員の役員または職員もしくは他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理する会員の数は、2 人以内とする。

(総会の議事)

第 3 6 条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 3 7 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員たる事業協同組合の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第 3 8 条 総会においては、出席した会員（書面または代理人により議決権または選挙権を行使するものを除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 3 4 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第39条 総会においては、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1会員に対する貸付け(手形の割引を含む。)金額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第40条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会の日時および場所
 - (2) 会員数およびその出席会員数
 - (3) 議事の経過の要領
 - (4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別および賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副会長が、会長および副会長がともに事故または欠員のときは専務理事が、会長、副会長および専務理事がともに事故または欠員のときは、常務理事が、会長、副会長、専務理事および常務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が召集する。
- 3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、会長に対し、理事会を召集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに会長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を召集することができる。

(理事会召集の手続)

第42条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。

ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第43条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第44条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第45条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長および議事録)

第46条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第40条(総会の議事録)の規定を準用する。

この場合において、同条第2項第4号中「(可否、否決の別および賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第47条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第49条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第50条 本会は、加入金、増口金および減資差益（第13条第1項ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第51条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第52条 本会は、第7条第8号の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金および繰越金)

第53条 1 事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第49条の規定による法定利益準備金、第51条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第54条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の払込済出資額、もしくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における会員の払込済出資額および会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の払込済出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

4 配当金の計算については、第22条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第55条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第56条 本会は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の4以上を計上する。

平成20年5月30日 一部改正

平成30年3月27日 一部改正